## 京都市交通局管理規程第32号

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 西村 隆

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程

深夜に運行する路線に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「切り上げた額」を「四捨五入した額」に改め、同条第4項中「切り上げた額」を「四捨五入した額」に改め、同条第5項中「切り上げた額」を「四捨五入した額」に改める。

第5条中「切り上げる。」を「四捨五入する。」に改める。

別表第2を次のように改める。

# 別表第2 (第4条関係)

#### (1)MN 1 7 号系統



# (2)MN 2 0 5 号系統



## (3)MN特西3号系統

								境谷大橋	
_						北福西町			320円
				京都明徳高校前		校前	320円		320
	三ノ宮			<b>封道</b> 32		四	380		380
	桂駅西口		32	320円		380		30	480

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)